平成２３年（フ）第４５３号
長崎県長崎市曙町34番13号、旧住所長崎県長崎市滑石３丁目50番18号　安部アパート203号
債務者　沼嶋　良彦
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
長崎県長崎市光町４番10号　乙藤ビル202、旧住所長崎県長崎市大浜町473番地１ブルーハイツ大浜205号
債務者　矢田　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
長崎県長崎市本河内１丁目11番11―204号
債務者　山本　　香
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2442番地１―104号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町丸田郷３番地
債務者　港口　孝範
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１９号
北海道石狩郡当別町錦町1091番地72
債務者　笠井　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３６号
北海道千歳市青葉４丁目５番７号
債務者　皆川　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９３号
札幌市北区新琴似８条５丁目１番１―203号
債務者　前野　　喬
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４３号
札幌市東区北36条東24丁目３番４号右
債務者　峠　　勝美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７８号
札幌市清田区平岡10条２丁目４番13号
債務者　岩井由香里（旧姓倉岡）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５８号
札幌市中央区南25条西13丁目１番31号　Ｊ＆Ｈマンション201号
債務者　長内眞見子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８４号
札幌市手稲区新発寒５条７丁目４番17号　秀ハイツ102号
債務者　大坪千尋子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２３号
札幌市清田区北野４条５丁目３番５号　ハイツウィング201号
債務者　千葉　　満
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２７号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番１―401号
債務者　和田八千代
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３７号
北海道石狩市花川南２条２丁目96番地　ワタナベハイツ101号
債務者　阿部　敬夫
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７９号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番８―305号
債務者　池端　京子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０７号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―102号
債務者　五十嵐宏治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０８号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―102号
債務者　五十嵐美穂
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部